

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度湊町リバープレイス空気調和設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	浪速区	新晃アトモス(株) 大阪支社	148,500,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	令和8年度 舞洲スラッジセンター汚泥熔融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	585,860,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	令和8年度湊町リバープレイス自動制御機器修繕	10:電気通信工事	浪速区	アズビル(株) ビルシステムカンパニー関西支社	41,250,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	大阪市立阿倍野区民センター舞台吊物設備修繕	09D:機械器具設置工事	阿倍野区	サンセイ(株)	44,341,000	令和8年4月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	令和8年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株) デイケイケイサービス関西	37,400,000	令和8年4月14日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
6	令和8年度 平野下水処理場汚泥熔融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株) 大阪事務所	302,500,000	令和8年4月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	淀川区役所空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム圧縮機ユニット等修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	淀川区	日本熱源システム(株)	106,304,000	令和8年4月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	令和8年度湊町リバープレイス停電自動復旧設備修繕	04:電気工事	浪速区	鹿島建物総合管理(株) 関西・四国支社	3,520,000	令和8年4月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	令和8年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川区	島津システムソリューションズ(株) 大阪支店	11,759,000	令和8年4月21日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
10	耐震性貯水槽(靱公園400mm)緊急遮断弁修繕	09B:上下水道施設工事	西区	(株) クボタ建設 大阪営業所	15,620,000	令和8年4月21日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
11	湊町リバープレイスプラザ3防水改修工事(緊急)	11B:防水工事	浪速区	鹿島建設(株) 関西支店	19,855,000	令和8年5月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K9	
12	令和8年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	向洋電機(株)	51,843,000	令和8年5月11日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
13	キッズプラザ大阪13号エレベーター設備整備改修工事	09A:昇降機設置工事	北区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	36,809,300	令和8年5月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館調理室給湯配管改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	(株) 朝日機器エンジニアリング 大阪支店	2,860,000	令和8年5月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	令和8年度湊町リバープレイス中央監視設備サーバー装置修繕	04:電気工事	浪速区	パナソニックEWエンジニアリング(株) 近畿支店	3,850,000	令和8年5月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
16	令和8年度湊町リバープレイス窒素消火設備修繕	09E:消防施設工事	浪速区	エア・ウォーター防災(株) 大阪支社	5,038,000	令和8年5月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
17	令和8年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	578,600,000	令和8年6月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
18	令和8年度 大阪市役所本庁舎全熱交換器修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	三菱重工冷熱(株)空調事業本部関西支店	18,106,000	令和8年6月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
19	令和8年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	巴工業(株) 大阪支店	84,150,000	令和8年6月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	令和8年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	(株)日立プラントメカニクス 関西支店	26,400,000	令和8年6月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	大阪市中心卸売市場南港市場本館棟3階解体室系統ほか1ヶ所空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	不二熱学サービス(株)	47,300,000	令和8年6月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
22	我孫子西住宅10～13号館昇降機設備更新工事	09A:昇降機設置工事	住吉区	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	337,700,000	令和8年6月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
23	令和8年度 最適先端処理技術実験施設改造工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株) 大阪支店	96,800,000	令和8年6月15日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
24	令和8年度 庭窪浄水場取送水ポンプ場1系取水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	(株)日立インダストリアルプロダクツ 関西支店	49,500,000	令和8年6月22日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
25	令和8年度 庭窪浄水場1・2系洗浄排水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	(株)電業社機械製作所 大阪支店	46,420,000	令和8年6月24日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
26	令和8年度 庭窪浄水場外1ヶ所高度浄水処理棟粒状活性炭吸着池逆洗ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	大阪市外	(株)荏原製作所 大阪支社	166,100,000	令和8年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
27	令和8年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラテクノサービス(株) 関西支店	4,620,000	令和8年6月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度湊町リバープレイス空気調和設備修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置されている空気調和機（以下、「空調機」という。）について、劣化した部品の取替修繕等を行うものである。

当施設の空調機は、空気調和設備を構成する機器の一部であり、施設内の諸室内へ冷・温風を送るために必要な装置であるが、設置後 23 年以上が経過し、経年劣化により動作不良が生じる恐れがあるため、劣化部分の修繕を行う必要がある。

本空調機については、既設空調機に合わせて構成された制御システムのもと管理されているため、既設空調機製造者の製品を使用しなければ正常な運転が行えない。

また、空調機の構成機器及び制御システムは、各社異なる設計思想に基づき製造されており、これらの技術情報については、製造者である新晃工業（株）のみが有している。

新晃工業（株）は、修繕等を同社の系列会社である新晃アトモス（株）に移管しているため、本修繕が可能な業者は、新晃アトモス（株）のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）

随意契約理由書

1 工事名称

令和8年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方

月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「月島 JFE アクアソリューション（株）」は月島機械（株）、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝インフラテクノサービス（株）」は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度湊町リバープレイス自動制御機器修繕

2 契約の相手方

アズビル（株）

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置されている自動制御機器について、劣化した機器の取替修繕等を行うものである。

当施設の自動制御機器は、熱源・空調機制御系統の温度等をコントロールするために必要な装置であるが、設置後23年以上が経過し、経年劣化により動作不良が生じる恐れがあるため、劣化部品の修繕を行う必要がある。

本設備の自動制御機器については、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は本設備の製造者であるアズビル（株）のみが有している。

また、本修繕にあたっては、既存システムを運用しながら施工するものであり、システムの停止を最小限にするとともに、不測の事態が生じた際に速やかにシステムの復旧をさせる必要がある。

以上の理由により、本設備の確実・安定した稼働を確保し、責任の一元化を図り、本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、上記事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立阿倍野区民センター舞台吊物設備修繕

2 契約の相手方

サンセイ株式会社

3 契約理由

本修繕は、阿倍野区民センターに設置されている舞台吊物設備の一部について、経年劣化が進行しているワイヤロープ等の部品を更新するとともに、設備操作用機器の整備を行うものである。

現在、既設設備の多くは耐用年数である 10～15 年を超えて使用されており、部品の劣化が著しく、吊物の落下等の重大事故につながるおそれがあると保守点検時に指定管理者より指摘されていることから、早急な改修が必要となっている。

当該舞台吊物設備は、サンセイ株式会社が独自技術に基づき設計・製造及び設置したものであり、部品形状・規格・制御方式等は独自の仕様で構成されている。そのため、純正部品の供給や設計仕様を熟知した技術を有する同社でなければ、安全性を確保したうえで本修繕を実施することは困難である。

また、既設設備全体の調整を行いながら施工する必要があるため、施工責任の一元化が必須であり、設計・製造事業者以外が施工した場合、既設機構との不適合や不具合発生時の責任所在が不明確となるおそれがある。

以上の要件をすべて満たし、本修繕を適切に実施することができるのは、本設備の設計・製造事業者であるサンセイ株式会社のみであることから、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課（市民協働）（電話番号：06-6622-9787）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

（株）ダイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（塩素要求量計、アンモニア態窒素濃度計、原水水質監視装置、SS濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、計器に障害等が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、東亜ディーケーケー（株）より修繕業務を移管されている（株）ダイケイケイサービス関西のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和8年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているので汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるので当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1. 案件名称

淀川区役所空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム圧縮機ユニット等修繕

2. 契約の相手方

日本熱源システム(株)

3. 随意契約理由

本案件は、淀川区役所の空調設備（空気熱源氷蓄熱ヒートポンプシステム圧縮機ユニット等）を修繕するものである。

本設備は、淀川区役所の来庁者や職員が利用するすべての空間の適切な温度調整を保つ機能を担っているが、本設備の心臓部である圧縮機ユニットが更新推奨時期を大幅に超過しており、当該機器が正常に動作しなくなれば、空気環境基準を満たすことが困難となり、ひいては来庁者や職員の健康被害を生じさせかねないため、早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

本設備は、日本熱源システム株式会社が設計及び製作したものであり、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに、複雑な機器を調整する技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については同社と特命随意契約を行うものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

淀川区役所 総務課 （電話番号 06-6308-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度湊町リバープレイス停電自動復旧設備修繕

2 契約の相手方

鹿島建物総合管理（株）

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置されている停電自動復旧設備について、故障した部品の交換等を行うものである。

当施設の停電自動復旧設備は、施設が停電した際に自動で電源を復旧する設備であり、24 時間営業の施設には必要不可欠な設備である。本修繕では、停電からの復旧において距離の離れた設備同士を同時に復旧させる必要があり、正常に復旧作業を行うためには、建物全体における設備の配置や機能を熟知している必要がある。

よって、本修繕にあたっては設備の専門知識及び現場状況に精通した者に施工させる必要があり、復旧の確実性、安全性、不測の事態への対応ができるのは、本設備を含む建物全体の設備を管理している鹿島建物総合管理（株）のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（TOC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該計器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、計器に障害が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）島津製作所よりTOC計の修繕業務の移管を受け、かつpH計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

耐震性貯水槽（韌公園 400mm）緊急遮断弁修繕

2 契約の相手方

株式会社クボタ建設

3 随意契約理由

本修繕は、韌公園に設置している耐震性貯水槽の緊急遮断弁で確認されている機器の不具合について、修繕を行うものである。

当該設備は株式会社クボタ建設が製作したものであり、本修繕とその後の動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

よって、本修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは株式会社クボタ建設が唯一の業者となる。

以上のことから、上記業者と契約締結を行う。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイスプラザ3 防水改修工事（緊急）

2 契約の相手方

鹿島建設株式会社

3 随意契約理由

本工事は、湊町リバープレイスにおける多目的イベントスペースである「プラザ3」階下天井部の漏水対策のため、劣化した防水層の緊急改修を行うものである。

「プラザ3」の階下には、駐車場や電気室に加え、レンタルスタジオとして利用されているアカルスタジオが位置しているが、現在、当該範囲の防水機能の低下により、各所の天井部より漏水が生じているものである。

当初漏水は3スタジオの内、1室の天井部1箇所のみであったが、現在は漏水箇所が8箇所以上に拡大し、施設運営事業者による応急処置（ドレンパン設置）では対応しきれない漏水量となっている。これに加えて、天井部の配管や電気配線等がむき出しになっている特異な形状であり、既に照明機器等の至近に漏水が迫り、漏電による火災等が発生しかねない非常に危険な状況にある。

また、一部の漏水箇所には高圧電気設備が近接しており、ひとたび電気事故が発生すれば、建物全体へ甚大な被害を及ぼすに留まらず、利用者、従業員、その他不特定多数の人の生命にかかわる重大事案となるおそれがあることから、漏水を根本的に止めるために、緊急的にかつ短期間で防水改修工事を施工する必要がある。

契約の相手方については、早急に人員及び資機材を確保でき、かつ迅速な現場着手に対応可能であることが求められる。また、本施設の屋上部は細密なPCタイルを敷設した遊歩道として供用している特殊な形状であり、相応の技術・経験等が求められる。

現在、本施設の北側では、なにわ筋線の建設工事が行われており、鹿島建設株式会社を中心とする特定建設工事共同企業体が受注・施工している。

同社であれば、すでに確保している人員や資機材等を、本防水改修工事に流用することにより、迅速な工事着手や工期の短縮とともに、経費の節減が期待できる。

一方、工事施工に伴う重量物の搬出入に必要な大型トラックの進入路及び重機等を配置する工事ヤードの確保が必要となるが、湊町リバープレイスの周辺環境の性質上、北側以外に設けることができない。

このような条件のもと、同社以外の者が施工すれば、工事車両の出入りが輻輳するとともに、資機材に係る責任の所在が不明確となるなど、安全で、円滑かつ適切な施工を確保することができない。

さらに、同社にあっては、湊町リバープレイスの建設工事を請け負った実績があり、「プラザ3」の特殊な工法に係る経験その他の専門的知識を有している。

以上の理由により、緊急的にかつ短期間で工事を施工でき、安全性・確実性の観点からも有利と認められることから、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外13か所に設置している水質計器（濁度計等）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、横河電機（株）より事業承継された横河ソリューションサービス（株）より修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

（注）柴島浄水場外13か所

柴島浄水場（東淀川浄水場含む）、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、巽配水場、大淀配水場、城東配水場、住吉配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、泉尾配水場、舞洲給水塔、体験型研修センター

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

キッズプラザ大阪 13 号エレベーター設備整備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本エレベーター設備は日本オーチス・エレベータ(株)が製造・設置したものである。本エレベーターは設置から 29 年が経過しており、部品の製造が中止されていること、主要機器の劣化による重大事故のリスクが高いことなど、施設運営に支障をきたすおそれがあるため改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当
(電話番号 06-6539-3346)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館調理室給湯配管改修工事

2 契約相手方

朝日機器エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

当館調理室において、給湯器設備が故障し使用できない状況となっていたため、令和7年度に給湯器設備の改修を行ったが、給湯配管に小さな穴が空いていたことで、試運転時に漏水が生じ、階下の天井部分より浸水が発生した。

漏水後速やかに給湯器設備のバルブを閉栓したが、給湯配管内には滞水が見られ、未だ漏水が発生する恐れがある状況となっている。

漏水した給湯配管の階下は大阪市住宅供給公社（以下「公社」という）の作業室、倉庫、打合せスペースであり、当該作業室では市営住宅入居手続きにかかる作業を行っており、室内には多くの個人情報や記された入居申込関係書類が保管されている。加えて、倉庫にも多数の文書が保管されている状況である。

作業着手が遅れると給湯配管より予期せぬ漏水が生じる可能性があり、天井から浸水が生じた場合、建物の損傷が進むなど市民の財産である当該施設の財産的価値が毀損する。また、保管文書の水損防止の観点からも早急に対策することが必要不可欠である。

なお、本件工事を行う作業室については、年間を通して入居者募集にかかる作業を行っており、その作業の合間を縫っての施工となり、公社から指定された作業期間で工事を完遂させるため、速やかな施工準備が必要となる。

当館は、大阪市住まい情報センター内に位置し、本市以外にも民間の区分所有者が存在する。建物の維持管理は、管理組合より建物管理業務を受託した事業者が行っている。施工に関しては過去に同一建物においての同種工事の施工実績があるなど、建物の特性や配管その他の構造について精通している業者を選定しなければ、事前調査等に加えて各区分所有者等との調整に多大な時間を要する恐れがある。上述の条件を満たす事業者について、建物管理受託者と協議のもと、令和7年度に当該建物で冷温水器改修工事を施工した朝日機器エンジニアリング株式会社を選定し、同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号 06-6208-9157）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度湊町リバープレイス中央監視設備サーバー装置修繕

2 契約の相手方

パナソニック EW エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置されている中央監視設備サーバー装置（以下、「サーバー装置」という。）について、故障した部品の交換等を行うものである。

当施設のサーバー装置は、中央監視設備を構成する機器の一部であり、施設内の空調設備や照明設備を監視・制御するために必要な装置であるが、この度サーバー装置が故障していることが判明した。修繕を行わなかった場合、館内の空調や照明が制御できず、施設の管理運営に重大な支障を及ぼす可能性がある。

サーバー装置には制御用のプログラムが組み込まれており、取り替え後、再度プログラムを入れ直し、動作確認を行い、正常な状態で復旧させる必要があるため、装置の仕組み等全般を熟知している必要がある。

また、プログラムは、各社異なる設計思想に基づき構築されており、修繕対象機器の技術情報については、製造者であるパナソニック EW エンジニアリング (株) のみが有している。

以上の理由により、上記事業者のみがサーバー装置を修繕できる唯一の事業者であることから特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度湊町リバープレイス窒素消火設備修繕

2 契約の相手方

エア・ウォーター防災（株）

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置されている窒素消火設備について、劣化した部品の取替修繕等を行うものである。

当施設の窒素消火設備は、火災が起こった際、水による消火方法が不適切である火災を消火するために必要な窒素ガスを利用した消火設備であるが、設置後23年以上が経過し、経年劣化により動作不良が生じる恐れがあるため、部品の取替及び劣化部の修繕を行う必要がある。

本窒素消火設備については、既設窒素消火設備に合わせて構築された制御システムのもと管理されているため、既設窒素消火設備製造者の製品を使用しなければ正常な運転が行えない。

また、窒素消火設備の構成機器及び制御システムは、各社異なる設計思想に基づき製造されており、これらの技術情報については、製造者である川重防災工業（株）のみが有している。

川重防災工業（株）は、2006年8月に、エア・ウォーター防災（株）へ商号変更しているため、本修繕が可能な業者は、エア・ウォーター防災（株）のみである。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称

令和8年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

脱水分離液処理施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

脱水分離液処理施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから、脱水分離液処理施設を安全かつ効率的に運用するためには、脱水分離液処理施設全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市役所本庁舎全熱交換器修繕

2 契約の相手方

三菱重工冷熱（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和設備において換気によるエネルギーロスを低減させる全熱交換器の部品を交換し、性能の回復を行うものである。

本庁舎の全熱交換器は三菱重工冷熱（株）の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、三菱重工冷熱（株）のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 修繕名称：令和8年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本設備は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である巴工業（株）と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称：令和8年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキやスラグを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると溶融炉設備への汚泥供給ができなくなるなど、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)日立プラントテクノロジーと合併した(株)日立製作所より、天井クレーン設備の全般業務について業務継承された(株)日立プラントメカニクスと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場本館棟3階解体室系統ほか1ヶ所空調設備修繕

2 契約の相手方

不二熱学サービス株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、中央卸売市場南港市場本館棟3階に設置された空調設備においてガス吸収式冷温水機が故障し、冷房機能が機能しない状態となっているため、当該機器を修繕し、卸売業者事務所の作業環境を回復するものである。

本空調設備は、老朽化が進行していない冷却水配管などの設備を一部残置しながら機能回復を図るものであるが、現状のシステムを熟知した業者でなければ当該機器を修繕し、全体として空調能力の改善を図ることは不可能である。

現在の空調設備を構築、施工したのは不二熱学サービス株式会社であり、現状のシステムを熟知し、現場実情も把握している唯一の業者であるため、同社の知識と技術及び経験が無ければ本修繕を行うことができない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記の契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

我孫子西住宅 10～13 号館昇降機設備更新工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、シンドラーエレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の更新工事を行うものである。

本昇降機は、「階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)」として、建築基準法第六十八条の十で規定している型式適合認定を受けており、建築基準法等の法令に基づく構造計算適合性判定も、昇降路建物と一体で行われている。

そのため、昇降機設備の更新にあたっては、昇降路建物も含めた施工責任の一元化を図る必要がある。

本昇降機及び昇降路建物の製作・施工を行ったシンドラーエレベータ(株)は、日本オーチス・エレベータ(株)に事業譲渡していることから、日本オーチス・エレベータ(株)が本工事を施工することで既設の昇降路建物も含めた施工責任の一元化を図ることができる。

以上により、日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 最適先端処理技術実験施設改造工事

2 契約の相手方

理水化学株式会社

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場の最適先端処理技術実験施設の改造を行うものである。

当該設備は、理水化学株式会社が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である理水化学株式会社以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (電話番号 06-6815-2356)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庭窪浄水場取送水ポンプ場1系取水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場内にある1系取水ポンプ設備が、点検整備基準の周期を超えているため整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06 - 6907 - 4473）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庭窪浄水場1・2系洗浄排水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場内にある1・2系ろ過池の洗浄工程で発生する排水を処理工程に戻す設備、ポンプの吐出量を調整する設備、ポンプ停止後に逆流を防ぐ設備が点検整備基準の周期を超えているため整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 電業社機械製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕を実施することのできる業者は、(株) 電業社機械製作所のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06 - 6907 - 4473）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 庭窪浄水場外1か所高度浄水処理棟粒状活性炭吸着池逆洗ポンプ
外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は大阪市庭窪浄水場に設置している高度浄水処理棟粒状活性炭吸着池逆洗ポンプ及びろ過池表洗ポンプ、大阪市豊野浄水場に設置しているろ過池表洗ポンプ及び粒状活性炭吸着池洗浄排水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は(株)荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって本整備修繕を実施することのできる業者は(株)荏原製作所のみである。
以上のことから上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和8年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラテクノサービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備制御運転を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、本装置を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラテクノサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)